

## テストマーケティング推進事業助成金の運用について

### 1. 趣旨

県産品のブラッシュアップ等のためテストマーケティングに参加する意欲のある事業者への支援を行う。

### 2. 助成対象者

- ① まるごと高知でのテストマーケティングに参加する県内事業者（テストマーケティング実施商品の製造者又は販売者に限る）。
- ② 同一年度内に、テストマーケティング推進事業助成金の交付を受けていない事業者。

### 3. 助成対象経費

- ① 鉄道、航空機、高速バス、新幹線等の公共交通機関の利用に係る料金
- ② 宿泊料

（ア） 1泊 10,000 円／人を上限とする。

（イ） テストマーケティング実施日の前日から当日の宿泊料を助成対象とする。

（ウ） 最も合理的かつ経済的な旅程を選択すること。

（例）テストマーケティング実施後に取引先と商談を行うため、宿泊を1日延長した場合。

| 金      | 土<br>(テスマ実施日) | 日<br>(テスマ実施日) | 月       | 火<br>(商談日) |
|--------|---------------|---------------|---------|------------|
| 前泊     | 宿泊            | 宿泊            | 商談のため宿泊 | 商談後、帰高     |
| 助成対象経費 |               |               | 助成対象外経費 |            |

上記の場合、テストマーケティングにかかる旅費である3泊4日分（金・土・日）が助成対象となる。

### 4. 助成率

助成対象経費の2分の1

### 5. 助成対象人数及び上限金額

#### ① 人数

1回のテストマーケティングにつき1事業者当たり2名までとする。

#### ② 助成額上限（支払い額）

1回のテストマーケティングにおける、助成限度額は3万円/1人とする。

### 6. 助成金交付の流れ

助成を希望する事業者は、テストマーケティング推進事業助成金交付申請書（様式第1）を公社宛に提出し、公社が必要かつ適当と認めた場合に、助成対象経費の2分の1の助成を受けることが

できる。

【助成金交付に係る事務処理の流れ:①~⑦】

| 事務処理者 | 事務内容  |
|-------|---|
| 事業者様  | ① 【TM】推進事業助成金交付申請書提出(様式第1)                    |
| 公社    | ③ 審査  |
|       | ④ 【TM】推進事業助成金交付決定通知書発行                        |
| 事業者様  | ⑤ テストマーケティングの実施                               |
|       | ⑤ テストマーケティング終了後実績報告書提出(様式第3)<br>※30日以内に提出のこと。 |
| 公社    | ⑥ 【TM】推進事業助成確定通知発行                            |
|       | ⑦ 振込  |

#### 7.その他

- ① 旅行のキャンセルやスケジュールの変更により発生したキャンセル料および手数料は、助成対象外とする。
- ② 助成対象経費の2分の1の額に1円未満の端数を生じたときは、1円未満の端数を切り捨てる。

(附則)

平成29年4月1日より施行する  
平成29年7月27日より施行する  
平成30年4月1日から施行する  
令和4年4月1日から施行する  
令和5年4月1日より施行する